

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部地域振興担当 (06-6208-7318)
処分担当名	各区役所 (別紙のとおり)
処分の名称	認可地縁団体印鑑登録の証明の申請
概要	登録を受けている者が、所定の申請書に登録している認可地縁団体印鑑を押印して、印鑑登録証明書を受け取ることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第11条 大阪市手数料条例第8条第1項第18号 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html)
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 申請書に登録認可地縁団体印鑑を押印すること。</p> <p>(2) 申請書の記載事項について印鑑登録原票の記載事項と合致すること。</p> <p>(3) 区長が不相当と認める事由がないこと。</p> <p>○「区長が不相当と認める事由」とは、次の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに発行した印鑑登録証明書について再証明 (例えば、発行後において日付の訂正、住所等の訂正等) を求められたとき ・被登録者から、登録印鑑の盗難紛失等の連絡があり、印鑑登録証を発行することにより事故発生が予測されるとき。 ・代理人をおいていない団体にあつて、代理人と称する者から申請があつたとき
標準処理期間	即日
経由日数	
提出先	各区役所 (別紙のとおり)
提出時期	随時
提出方法	印鑑の登録を行った各区役所 (別紙のとおり) へ申請してください。
手数料	250円
相談窓口	各区役所 (別紙のとおり)
ホームページ	
備考	

地縁団体認可関係

区名	処分担当名
北区	北区区民企画担当
都島区	都島区区民企画担当
福島区	福島区区民企画担当
此花区	此花区地域振興担当
中央区	中央区区民企画担当
西区	西区区民企画担当
港区	港区地域振興担当
大正区	大正区地域振興担当
天王寺区	天王寺区企画振興担当
浪速区	浪速区区民企画担当
西淀川区	西淀川区区民企画担当
淀川区	淀川区区民企画担当
東淀川区	東淀川区区民企画担当
東成区	東成区地域振興担当
生野区	生野区区民企画担当
旭区	旭区区民企画担当
城東区	城東区区民企画担当
鶴見区	鶴見区区民企画担当
阿倍野区	阿倍野区区民企画担当
住之江区	住之江区区民企画担当
住吉区	住吉区区民企画担当
東住吉区	東住吉区区民企画担当
平野区	平野区区民企画担当
西成区	西成区区民企画担当